

プレス・リリース

2016 年 12 月 29 日

各位

当事務所のクライアントが提起したオリンパス株式会社を相手方とする 証券訴訟の和解に関するお知らせ

当事務所の弁護士らが海外機関投資家である原告ら 60 名以上の訴訟代理人となった有価証券報告書等の虚偽記載に係る損害賠償請求事件（証券訴訟）につき、平成 28 年 12 月 26 日付で、原告らに 40 億円が支払われる内容での和解が成立しました。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業は、海外機関投資家 60 名以上がオリンパス株式会社を相手取り、2011 年に明らかになった同社の有価証券報告書等の虚偽記載に関し損害賠償を請求した事件において、当該海外機関投資家を代理しました。この事件において、原告ら及び被告は、平成 28 年 12 月 26 日付で、東京地方裁判所において和解し、これにより原告らは、オリンパス株式会社から、合計 40 億円の支払を受けることとなる見通しとなりました。

この金額は、当事務所の知る限り、これまでにオリンパス株式会社が海外機関投資家との間で和解した訴訟の中で、請求額に占める割合の点で、海外機関投資家が得た最高の損害回復額となります。

原告らには、クロスボーダー取引に関する訴訟を取り扱う森博樹弁護士、野崎竜一弁護士、三部裕幸弁護士及び外山照久弁護士（いずれもパートナー）、バニー・L・ディクソン外国法事務弁護士（ニューヨーク法）（パートナー）などの弁護士・外国法事務弁護士からなる国際的なチームがサポートを提供しました。

なお、当事務所は、証券訴訟や証券についてのコンプライアンスに関し、国内外の多くのクライアントに助言し、また、当該クライアントの代理を行っております。

<本件に関するお問い合わせ>

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

弁護士 森 博樹（東京弁護士会）／E-mail：hiroki.mori@aplawn.jp

弁護士 野崎 竜一（第一東京弁護士会）／E-mail：ryuichi.nozaki@aplawn.jp

弁護士 三部 裕幸（第二東京弁護士会）／E-mail：hiroyuki.sanbe@aplawn.jp

弁護士 外山 照久（第一東京弁護士会）／E-mail：teruhisa.toyama@aplawn.jp

外国法事務弁護士（ニューヨーク法）バニー・L・ディクソン（第一東京弁護士会）／E-mail：bonnie.dixon@aplawn.jp

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業について

国内系法律事務所として初めて、完全に独立した形で外国法共同事業を立ち上げ、複数の外国法事務弁護士を擁しています。弁護士および日本における豊富な実務経験や国際的ノウハウを有する外国法事務弁護士が協力し合い、国内外の業務を幅広く手掛け、専門誌のランキングやアワードを数多く獲得しています。設立当初から金融分野において高い定評を得てまいりましたが、現在では、独禁法や M&A、ファンド等の投資案件、国際通商、訴訟・紛争解決、環境・エネルギー、IP/IT、スポーツ/メディア、倒産手続、先端的分野など、総合法律事務所として様々な分野をカバーしています。中核をなす日本法実務に加えて、ニューヨーク州法、カリフォルニア州法、英国法、オーストラリア クイーンズランド州法、中華人民共和国内法についても助言を提供しているほか、海外拠点として、英ロンドンオフィス、ヤンセン外国法事務弁護士事務所と共同で開設した独フランクフルトオフィスを展開しています。また、ベトナム等のアジア地域に弁護士を派遣し、当該地域に進出している日本企業の皆様に対して、現地法律事務所と協働しリーガルサービスを提供しています。